

東浦町監査委員告示第7号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき財政援助団体等に対する監査の結果を公表する。

令和8年8月18日

東浦町監査委員 阿知波 清三
同 秋葉 富士子



1 監査の種類

財政援助団体監査

2 日時

令和8年7月29日(水) 午前11時10分から午後2時15分まで

3 監査の対象

(1) 財政援助団体 森岡地区コミュニティ推進協議会

令和8年7月29日(水) 午前11時10分から午後0時10分まで

(2) 財政援助団体 緒川地区コミュニティ推進協議会

令和8年7月29日(水) 午後1時20分から午後2時15分まで

(3) 所管課 住民自治課

4 監査の着眼点(評価項目)

監査は、法令、規則、協定等に基づき補助しているか、また、団体への財政支出及び団体の出納その他の事務の執行で、当該財政支出に係るものが、その目的に沿って適正に支出され、且つ十分な効果を発揮しているかを主眼として実施した。

5 監査の実施内容

令和7年度及び令和8年度5月末日までに執行された団体への財政支出及び団体の出納その他の事務の執行について、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係職員から説明を徴取するとともに、関係帳票の全部又は一部の提出を求め、内容の点検、確認、照合等を行った。

6 監査の結果

対象財政援助団体の事務及び当該団体に関する所管課の事務を監査した結果、適正に執行されていたが、次のことについて意見する。

(1) 森岡地区・緒川地区コミュニティ推進協議会共通

(指摘事項：改善)

備品の購入状況を確認したところ、備品ラベルについて取得年月日などが明確に記載されていないものが見受けられた。

適正な備品管理を行うため、備品ごとに取得年月日などの事項を記載したラベルを貼付し、より適切な管理となるよう改善されたい。